

承第 1 号

専決処分の承認について（令和元年度下呂市下水道事業特別
会計補正予算（第 3 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和元年 11 月 29 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市幸田地内無電柱化に伴う下水道管移設工事において、掘削の結果、コンクリートの取り壊し・工事期間中の迂回路設置が必要となった。それに伴う工事請負費の増額について、早急に対応する必要があり専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

専第 3 号

専決処分書（令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
（第 3 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を、別紙のとおり専決処分する。

令和元年 10 月 3 日

下呂市長 服 部 秀 洋

令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８８５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，２３５，５６７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08. 諸収入		23,434	5,885	29,319
	02. 雑入	23,434	5,885	29,319
歳入合計		2,229,682	5,885	2,235,567

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03. 施設整備費		109,059	5,885	114,944
	01. 施設整備費	109,059	5,885	114,944
歳出合計		2,229,682	5,885	2,235,567

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08. 諸収入	23,434	5,885	29,319
歳入合計	2,229,682	5,885	2,235,567

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
03. 施設整備費	109,059	5,885	114,944			5,885	
歳出合計	2,229,682	5,885	2,235,567			5,885	

【下水道事業特別会計】

2 歳入

(款) 08. 諸収入

(項) 02. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01. 雑入	23,434	5,885	29,319	01. 雑入	5,885	下水道管布設替補償費
計	23,434	5,885	29,319			

3 歳出

(款) 03. 施設整備費

(項) 01. 施設整備費

(単位：千円)

				補 正 額 の 財 源 内 訳			節			
目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	説 明
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
01. 公共下水道 施設整備費	8,800	5,885	14,685			5,885		15. 工事請負費	5,885	
						5,885		施設整備工 事	5,885	公共下呂処理区整備費 工事請負費 施設整備工事
計	109,059	5,885	114,944			5,885				